

ゴミ野ゲンゾウ見聞録

32号

◇発行日◇令和6年12月1日

◇発行元◇
寒川町
環境経済部
環境課

Tel.0467-74-1111

① 特集「今こそ始めよう！生ごみ3キリ運動！」

年末年始は生ごみを減らす大チャンス！？

寒川町の家庭から出る可燃ごみは、その大半を生ごみが占めています。
そのため、生ごみの減量化はごみ全体の排出抑制を目指す上では外せない課題となっています。

クリスマスやお正月と、食材を使用するシーンが多い年末年始の時期こそ、3キリ運動を行い、生ごみの処理について考えていきましょう！



始めてください！「生ごみ3キリ運動」

生ごみ3キリ運動とは、「使いキリ」「食べキリ」「水キリ」の3つの「キリ」をポイントとした、ごみの減量化運動です。

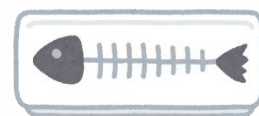
① 使いキリ

- ・残っている食品を確認してから買い物に行く
- ・バラ売りや少量パックなど使い切れる量を買う
- ・傷みやすい食材は早めに使い切る



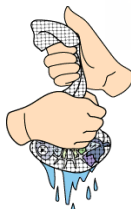
② 食べキリ

- ・必要な分だけ調理する
- ・出された食事を可能な限り食べ切る



③ 水キリ

- ・生ごみの水を切り、軽くする
(※生ごみの水切りをすることで



重量の約10%を減量できるといわれています！)

「家庭から出る可燃ごみ」の
43.51%が「生ごみ」です！

寒川町ごみ減量化
キャラクター
ゴミ野ゲンゾウ



もし、保存の効く食品が余ったら・・・

寒川町社会福祉協議会「フードバンクさむかわ」への寄付をご検討ください！

- ・「フードバンクさむかわ」についての詳細は、
社会福祉協議会のホームページをご参照されるか、
直接、社会福祉協議会へお問い合わせください（☎0467-74-7621）



②フリーマーケット(令和6年度・秋)を開催しました

10月19日(土)に、さむかわ中央公園にて第45回ニコニコリサイクルフリーマーケットを開催いたしました！当日は68組の方にご出店をいただきました。ご参加いただいた皆様、関係者の方々、誠にありがとうございました。



※次回のフリーマーケットは令和7年5月17日(土)開催予定です。
募集については、来年度発行予定の広報さむかわ4月号をご覧ください。

フードドライブへのご協力、ありがとうございました。

前回に引き続き、今回のフリーマーケットでも、ご家庭で余った食品を集め必要とする方へお送りする「フードドライブ」を開催しました。

お菓子やお米、缶の飲料水等の食べ物を寄附いただきました。皆様のご協力により集まった食品は、「フードバンクさむかわ(寒川町社会福祉協議会)」へお届けさせていただきました。

ご協力いただいた皆様、本当にありがとうございました。



▲当日寄附いただいた食品

(第5回)出し方を間違えやすいごみ・資源物の紹介コーナー



ペットボトルを捨てる際は…

ふたとラベルを剥がし、つぶして捨ててください！

ふたとラベルは剥がして、

「プラスチック製容器包装」として捨ててください。

ふたとラベルがついたままのペットボトルは「違反ごみ」として資源物置場に残していきますので、分別にご協力をお願いします。



③ 「ごみ指定袋(可燃・不燃兼用)」のご紹介

来年4月1日からは、「ごみ指定袋(可燃・不燃兼用)」を導入いたします。

新しい「ごみ指定袋(可燃・不燃兼用)」については、「収集方法変更ガイドブック」にも説明を記載しておりますが、ここでは、新しいごみ指定袋の導入までの流れをご紹介します。

【ごみ指定袋(可燃・不燃兼用)の導入スケジュール】

		▼2月以降		▼4月1日		▼5月31日	
		①		②		③	
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	

①	2月以降	新しい「ごみ指定袋(可燃・不燃兼用)」の 販売開始 (※具体の販売日は、店舗ごとの準備が完了次第 となります)
②	4月1日	新しいごみ・資源物の収集方法がスタート！ (※詳細は同時に配布している「収集方法変更ガイド ブック」をご参照ください)
③	5月31日	現行の「可燃ごみ指定袋」の使用期限日 (※6月1日以降、「可燃ごみ指定袋」を使って 「可燃ごみ」を出した場合、収集されませんのでご 注意ください) (※「可燃ごみ指定袋」は、返品・返金・ 「ごみ指定袋(可燃・不燃兼用)」との交換は いたしません。お手元に残ってしまう場合には 「びん」や「かん」などの資源物を出す際の 「中身の見える透明な袋」としてご利用ください)



▲ごみ指定袋
(可燃・不燃兼用)
※中サイズ

④ 違反ごみシールのデザイン変更について

違反ごみシールが新しくなりました！

従来 of 違反ごみシールから、デザインを新しく変更し、違反となった理由がよりわかりやすく記載できるようにいたしました。

これまでどおり、集積所に出したごみに違反ごみシールが貼られていた場合は、すみやかに集積所から引き上げ、シール記載の内容を参照し、出し直していただきますようお願いいたします。

収集できません

次の理由により、違反ごみです。

■ 収集日が異なります。
次のものが含まれています。

可燃	不燃	容プラ	古紙	段ボール	衣類布類	その他
びん	かん	ペット	金属類	スプレーかん	蛍光灯	

■ 袋の使い方が間違っています。

- 指定・透明の袋を使っていない。
- ごみのはみ出ている・袋の口が結ばれていない。

■ 町で収集・処理できないものです。

寒川町 環境課 0467-74-1111

確認日

⑤ 違法な廃品回収業者にご注意ください！！

寒川町のご家庭で不要となったものを「廃棄物」として収集運搬する事業者は、寒川町から「一般廃棄物収集運搬業」の許可を受けなければいけません。

町民の方より、「町役場から委託を受けていると名乗る業者」から「自宅にある不要な家電等を引き取りたい」と、不審な電話があったとのご通報をいただきました。町役場では、町民の皆様のご自宅に対して、個別に電話営業をするような事業の委託は行ってはおりませんので、ご注意ください。

また、寒川町のご家庭で不要となったものを、「廃棄物」として収集運搬できる事業者は、寒川町から「一般廃棄物収集運搬業」の許可を受けた事業者に限られます。ご家庭から出た「廃棄物」を、ご自身に代わり、収集運搬してもらうことをご検討される際は、町が許可をしている「一般廃棄物収集運搬業許可業者」に、ご依頼ください（※費用がかかります）。



町ホームページ「一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿」

寒川町が許可をしている「一般廃棄物収集運搬業許可業者」は、名簿からご確認ください。
（※対応可能な品目や料金などは事業者によって異なります。
詳しくは、直接、それぞれの事業者にお問い合わせください）

ちょっと豆知識

「ごみを運ぶために必要な許可はどれ??」

町のご家庭から出る廃棄物(ごみ)は「一般廃棄物」にあたり、収集運搬には、町の許可が必要となりますが、類似する許可についても、ご紹介いたします！



「一般廃棄物収集運搬業」の許可

「一般廃棄物収集運搬業」とは、「一般廃棄物（※ご家庭から出る廃棄物や、事業所から出る産業廃棄物以外の廃棄物）」を収集又は運搬する事業のことをいいます。事業者は、法律により、その区域を管轄する市町村長の許可を受けなければいけないと定められています。

※ただし、専ら4品目（もっぱら再生利用の目的となる古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）のみを専門に取り扱っている事業者を除きます。

「産業廃棄物収集運搬業」の許可

「産業廃棄物収集運搬業」とは、「産業廃棄物（※事業所から出る廃棄物のうち、決められた品目のもの）」を収集又は運搬する事業のことをいいます。事業者は、法律により、その区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければいけないと定められています。また、「産業廃棄物収集運搬業」の許可を得ていたとしても、一般廃棄物の収集・運搬に携わることはできません。

「古物商」の許可

「古物商」とは、古物を自ら又は他人の委託を受けて、売買又は交換をする事業のことをいいます。「古物商」としての営業には、法律により、その主たる営業所等を管轄する警察（都道府県公安委員会）の許可を受けなければいけないと定められています。また、「古物商」の許可を得ていたとしても、一般廃棄物の収集・運搬に携わることはできません。